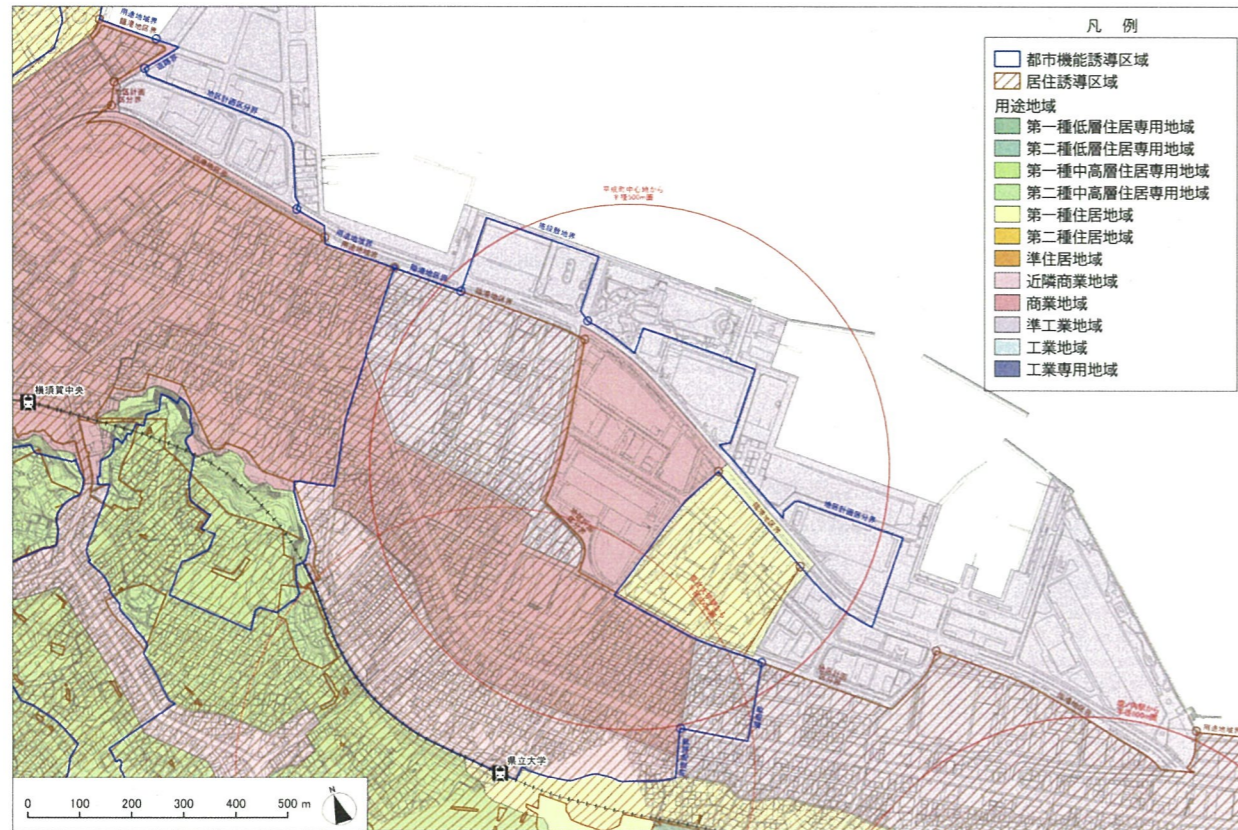
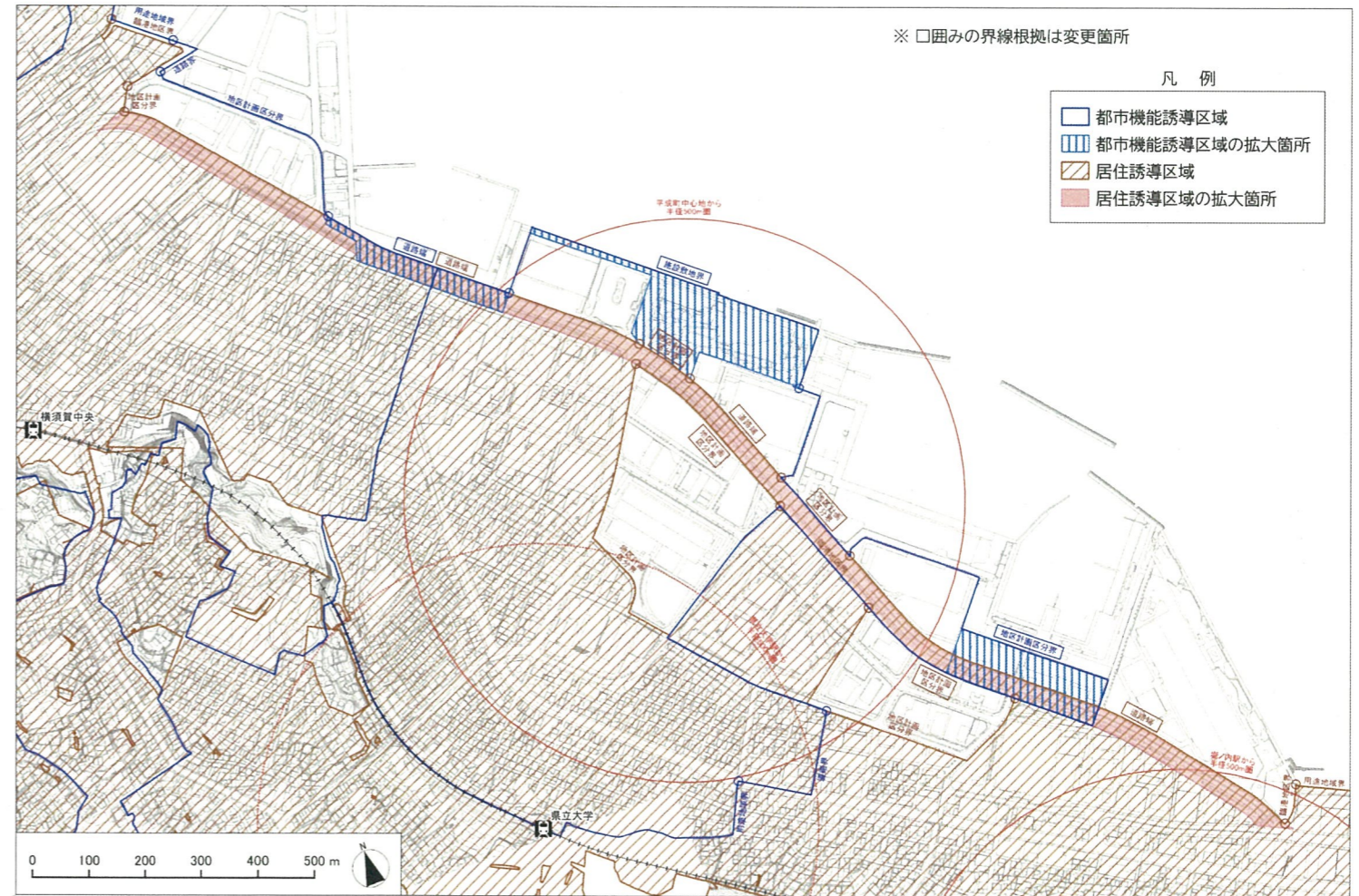


②都市機能誘導区域・居住誘導区域の変更内容

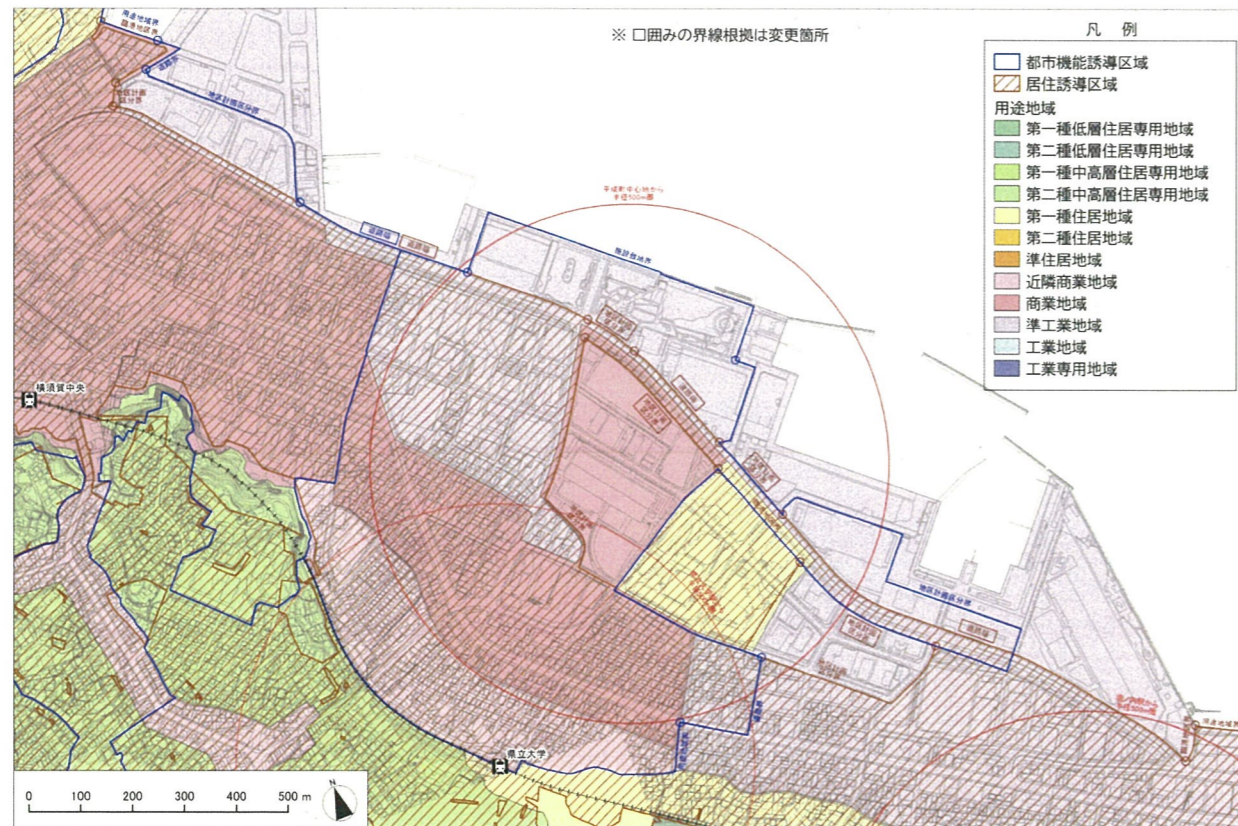
【現在の指定状況】



【変更箇所】



【変更案】



〈 都市機能誘導区域（横須賀中央駅等周辺） 〉

◇よこすか海岸通りの道路上で区域拡大するとともに、うみかぜ公園、海辺ニュータウン地区地区計画での指定状況を考慮して区域を拡大

〈 居住誘導区域 〉

◇よこすか海岸通りの道路を含む形で区域を拡大
(居住誘導区域の界線根拠として、海岸通りの街側の道路端から海側の道路端へ変更等)

(3) 新たな誘導施策の追加

- ◇本計画では、立地適正化計画制度での届出手続きの運用とともに、本市独自の施策を取り組むことにより、都市機能誘導区域内への施設誘導や、拠点性の向上を図っています。
- ◇それら施策は、計画書「第6章：誘導施策」に整理していますが、次の施策について、近年の動向や庁内関連計画の内容等を踏まえて、新たな誘導施策として追加します。

横須賀中央駅周辺におけるウォーカブルなまちづくりの推進	
<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 横須賀中央駅周辺は、本市の中心市街地として、様々な賑わいに資する取組が進められています。 今後は、さらに賑わいを生み街歩きが楽しくなるよう、都市再生特別措置法や道路法に基づく国の支援制度などを活用しながら、ウォーカブルなまちづくりを推進します。 合わせて、歩行者を中心とした賑わいの空間とするため、駐車場制度の緩和や柔軟な運用を検討します。また、駐車場の立地及び出入口のルールづくりなどの検討を進め、回遊性の向上を図ります。 <p>◆まちなかウォーカブルのイメージ</p> <p>都市再生整備計画に基づく「居心地良く歩きたい」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等） 民間事業者による民地部分のオープンスペース化（1）や建物低層部のガラス張り化等（2） 民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置 都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施 都市再生推進法人：NPO・まちづくり会社等の地域に根ざるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定） イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応 <p>出典：国土交通省 ウォーカブルなまちづくりについて</p>
<p>対象箇所</p>	<p>横須賀中央駅等周辺</p>
「よこすか海岸通りリニューアル基本計画」による賑わい・交流の創出	
<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> よこすか海岸通りは、施設の老朽化や様々なニーズの変化に対応するため、令和2年度に「よこすか海岸通りのビジョン」を策定し、更には令和4年3月に、整備の考え方や導入機能を示した「よこすか海岸通りリニューアル基本計画」を策定しました。 今後は、この内容をもとに、利用者が多様な使い方が出来る新たな道路空間の形成を図ることにより、海岸通りらしさを感じられ、誰もが自分らしく過ごすことができ、暮らしの一部となる地域の賑わい・交流の拠点となることを目指していきます。 それらの取組を通じて、横須賀中央駅等周辺の拠点内全体の回遊性が向上することを目指します。 <p>◆将来イメージ</p> <p>出典：よこすか海岸通りリニューアル基本計画</p>
<p>対象箇所</p>	<p>横須賀中央駅等周辺</p>

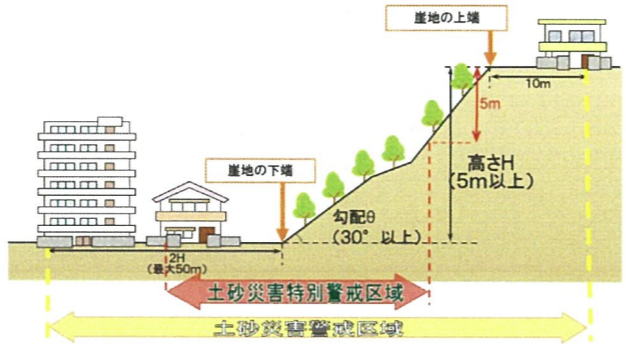
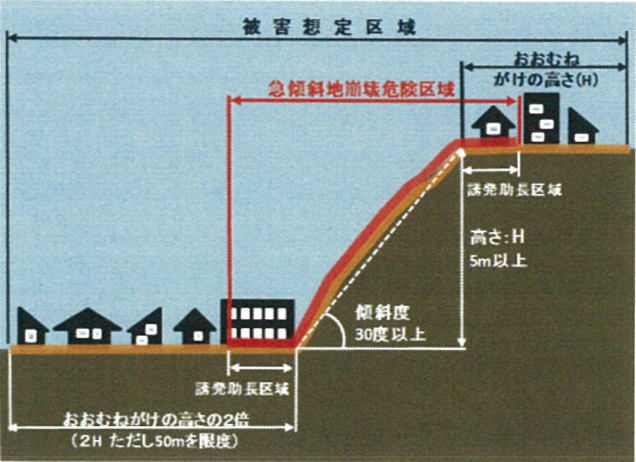
4. 検討を継続しているテーマ

居住誘導区域での災害レッドゾーンの取り扱いの精査（居住誘導区域の再編入）

- ◇前項で示したとおり、法改正に従い、令和3年10月の計画改定において、居住誘導区域から「土砂災害特別警戒区域」と「急傾斜地崩壊危険区域」を除外したが、本市においては、急傾斜地崩壊危険区域について幅広に設定されている経緯もあるため、本来、市内で居住誘導に資するエリアも居住誘導区域外となった状況も見受けられました。
- ◇そのため、それら災害レッドゾーンの中でも、防災対策を考慮した上で、居住を許容できるエリアを再整理しました。

①両区域の指定範囲等

- ◇「土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）」、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定範囲等を比較すると、以下のとおりとなる。

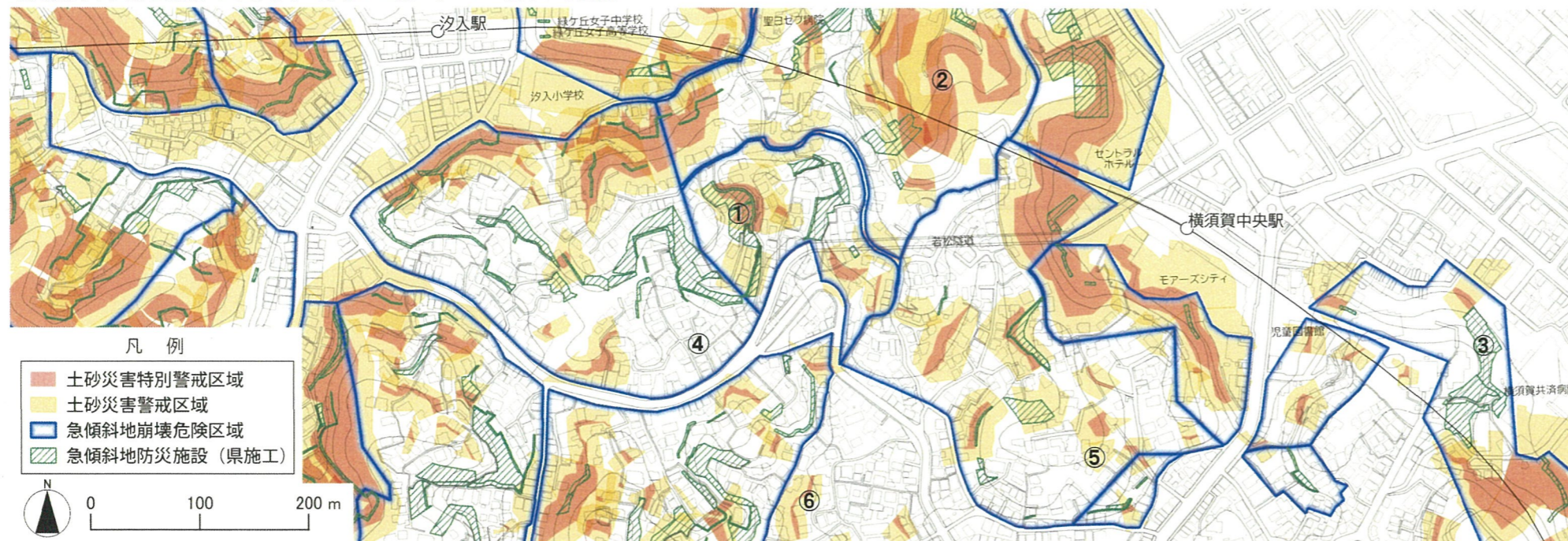
区 域	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）	急傾斜地崩壊危険区域
根拠法	土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
目 的 (各法第1条)	・土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。	・急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全に資することを目的とする。
対象の地形	・急傾斜地（傾斜度が30度以上）であり、高さが5m以上の土地	
指定範囲	<p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇急傾斜地自体：傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ◇上側：急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ◇下側：急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（最大50m）以内の区域 <p>【土砂災害特別警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさが、通常の居室を有する建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることができる力の大きさを上回る土地の区域 ◇急傾斜地の傾斜度・高さ・土質、対策施設の設置位置等をもとに、国土交通大臣告示に示された計算式により土石等の移動及び堆積による力を算出し、建築物の耐力を上回る範囲を設定したもの <p>出典：土砂災害防止法施行令第2条第1号・第3条第1号、国土交通大臣告示</p>  <p>出典：神奈川県HP</p>	<p>以下の①及び②の区域を包括する区域</p> <ol style="list-style-type: none"> ①崩壊するおそれのある急傾斜地として、傾斜度が30度以上で、高さが5m以上あるもの ②がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのあるもの <p>出典：急傾斜地法第3条第1号、昭和44年建設省河砂発第54号通達</p>  <p>出典：神奈川県HP</p> <p>※神奈川県HP掲載の上図では、急傾斜地の上・下端より設定する誘発助長区域の範囲の規定は示されていないが、他の都道府県の事例では、上・下端側ともに「おおむねH」とする場合も複数見られる。</p>
調査方法 (箇所の特定)	・現地調査により対象箇所の現地測量、地質・対策施設等を確認し、図上及び計算式により設定	・急傾斜地崩壊対策施設の設置状況や、切土、盛土など一定の行為を制限する必要がある範囲を現地調査 ・土地所有者や周辺住民からの指定要望に基づき県が指定（そのため、急傾斜地崩壊危険区域外でも左記の土砂災害防止法に基づく調査で抽出された土砂災害特別警戒区域が存在）
市内箇所数	1,124 区域（急傾斜地の崩壊）	428 区域
居住誘導区域 設定の 国の考え方	・都市再生特別措置法第81条第19項、同施行令第30条第4項に基づき、 居住誘導区域に含まないこととされている区域	・都市再生特別措置法第81条第19項、同施行令第30条第3項に基づき、 居住誘導区域に含まないこととされている区域（急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域は除く）

②居住誘導区域の指定の方向性（案）

◇両区域の対象となるべき急傾斜地は同一（傾斜度30度、高さ5m以上）である中、両区域の指定状況・対策施設の整備状況に基づくパターン毎での今後の居住誘導区域の指定の方向性を整理する。

No.	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	急傾斜地崩壊危険区域	対策施設	状況	今後の居住誘導区域の指定の方向性	居住誘導区域の内外	
							現状	変更案
①	○	○	○	○	◇対策施設が施工された急傾斜地での土砂災害防止法の調査の評価分析にて、急傾斜地の崩壊発生の可能性が判定された箇所	◇都市再生特別措置法施行令第30条第4項のとおり、土砂災害特別警戒区域の指定箇所のため居住誘導区域外とする。 (現状のとおり)	土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域のため 外	→ 外
②	○	○	○	×	◇対策施設が設置されていない急傾斜地			
③	×	×	○	○	◇斜面全体に対策施設の構造物が設置されていることにより、傾斜度や高さが低減して土石等の力が生じないと評価分析された急傾斜地(土砂レッドを指定しなくて良いと判定された箇所)	◇急傾斜地崩壊危険区域内であるものの、都市再生特別措置法施行令第30条第3項のとおり、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている箇所として、居住誘導区域に再度含める。(なお、対策施設の構造物上のため、居住誘導したい場所を増やす意味合いでの区域拡大の効果はない)	急傾斜地崩壊危険区域のため 外	→ 内
④	×	×	○	×	◇急傾斜地崩壊危険区域内であるものの、土砂災害防止法の調査にて、対象となる急傾斜地(土砂レッド及びイエローの指定)がなかった箇所	◇急傾斜地崩壊危険区域の設定時、一定の範囲にて幅広に設定された際に含まれた箇所であり、当該区域内に存在する急傾斜地の周辺として、引き続き、急傾斜地法に基づく切土・盛土等の一定の行為の制限は行い、崩壊を誘発しないように努める必要があるが、一方で、土砂災害防止法の詳細な現地調査や定量的分析に基づき土砂レッド及びイエローの対象外となった箇所であり、居住は誘導できるものと考え、居住誘導区域に再度含める。	急傾斜地崩壊危険区域のため 外	→ 内
⑤	×	○	○	×	◇急傾斜地崩壊危険区域内であり、土砂災害防止法の調査にて、土砂イエローの対象となった急傾斜地	◇急傾斜地崩壊危険区域とともに、土砂イエローが設定されている箇所であり、両ハザードの趣旨を踏まえ、防災・減災を特に考慮するための市民への周知・注意喚起や、必要な取組を検討・実施しながら、居住を許容するものとして、居住誘導区域に再編入を行う。	急傾斜地崩壊危険区域のため 外	→ 内 かつ 居住誘導区域内で 防災を特に重視するエリア (防災考慮区域(仮称)) の位置付け
⑥	○	○	×	×	◇急傾斜地崩壊危険区域外であるが、土砂災害防止法の調査にて、対象となる急傾斜地が特定された箇所	◇都市再生特別措置法施行令第30条第4項のとおり、土砂災害特別警戒区域の指定箇所のため居住誘導区域外とする。 (現状のとおり)	土砂災害特別警戒区域のため 外	→ 外

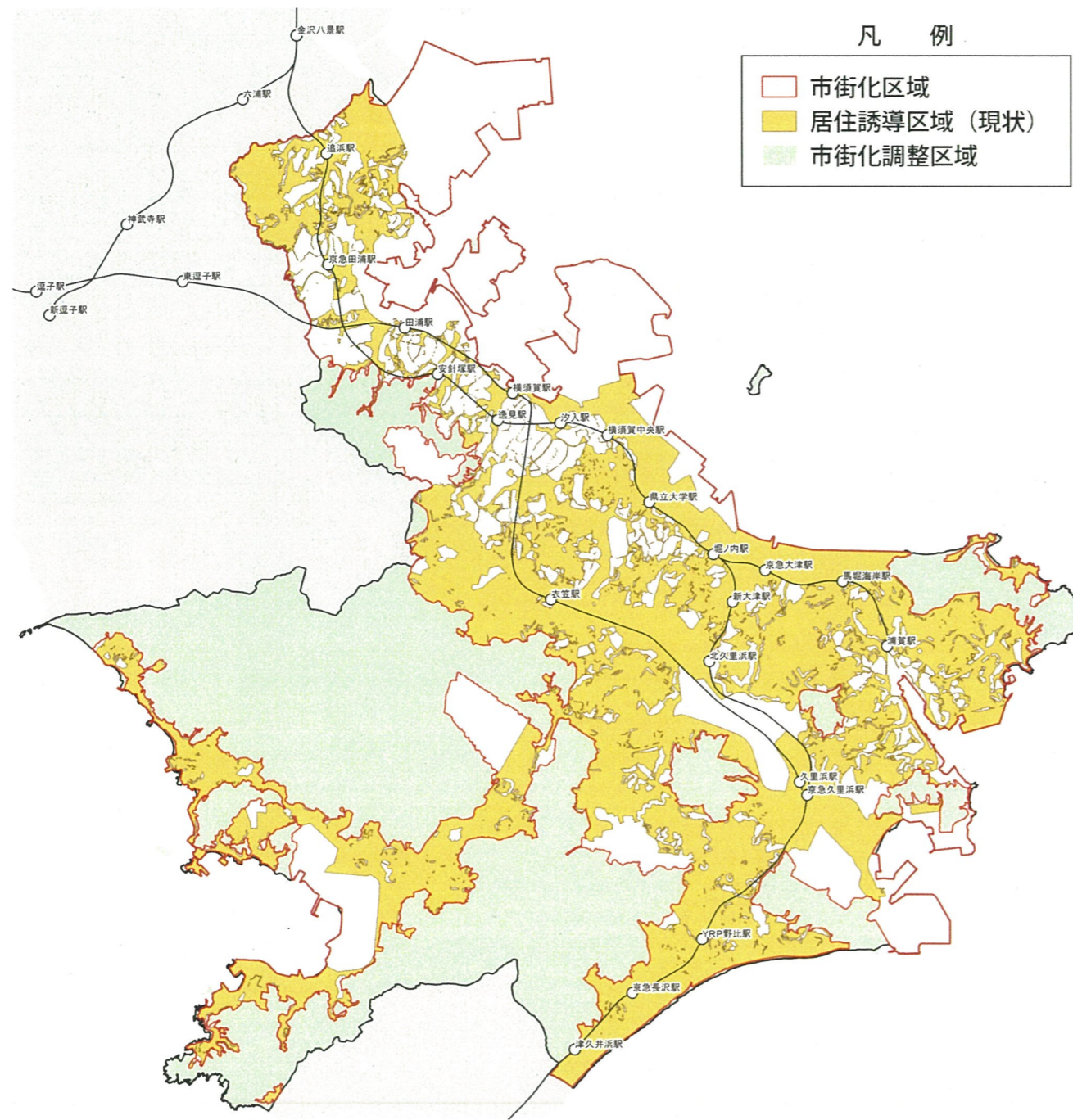
【横須賀中央駅西側】※図面内の番号は上記パターンが見られる箇所



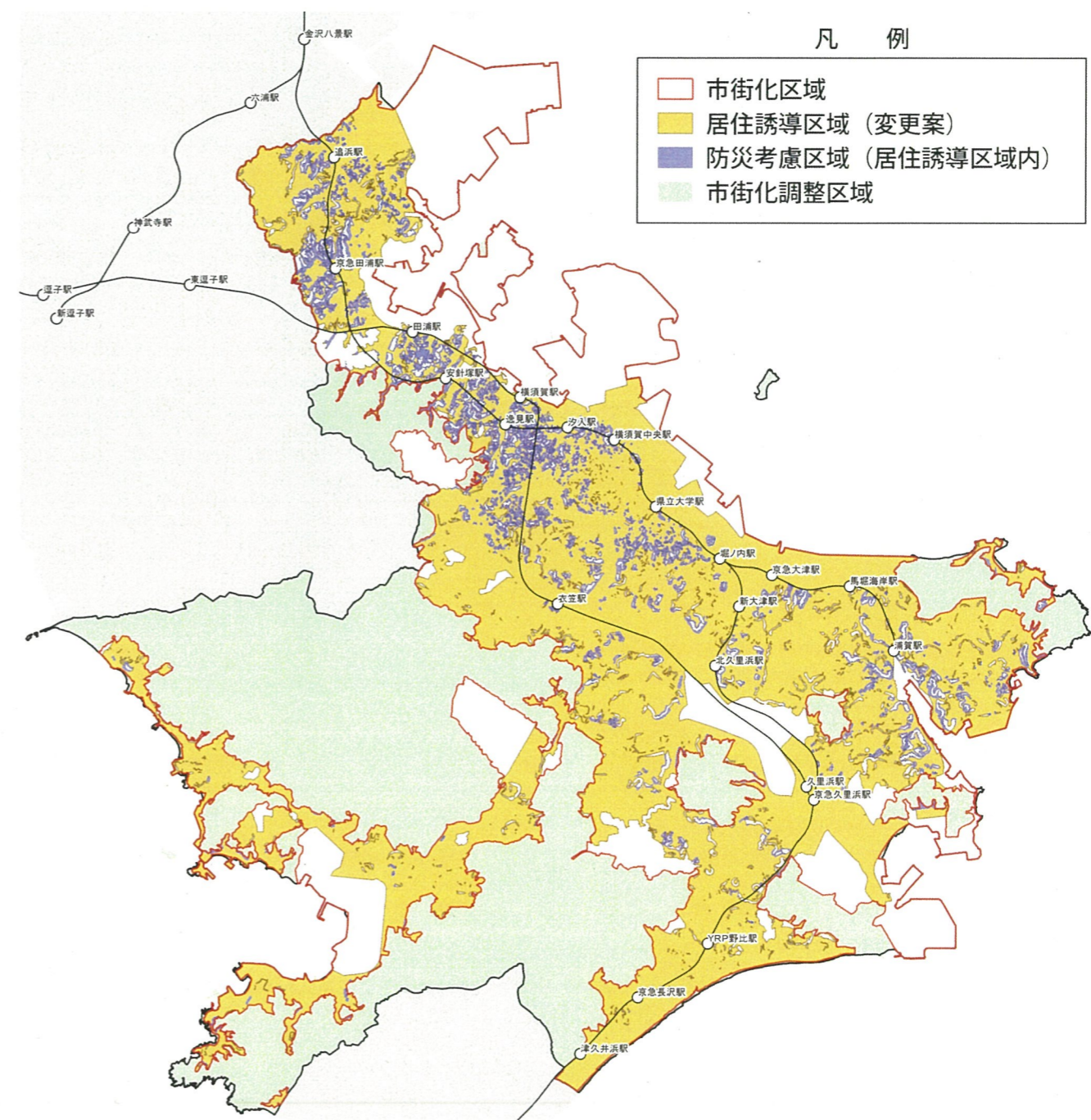
③居住誘導区域（変更案）

◇前述の方向性に基づく居住誘導区域の変更内容としては以下のとおり。

【居住誘導区域（現状）】



【居住誘導区域（変更案）】



【面積】

居住誘導区域：3,760.4ha

急傾斜地崩壊危険区域
(うち土砂災害特別警戒区域以外)
の再編入

【面積】

居住誘導区域：4,399.3ha

居住誘導区域のうち、防災考慮区域：295.7ha

※ 防災考慮区域：急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域の重なる箇所
(対策施設の施工箇所は除く)